

消防法に基づく各種の資格者制度と講習事業

資料3-3⑭

消防法上の防火・防災対策に関する認証、資格制度等一覧(イメージ)

	製造・流通段階	設計・施工段階	使用段階
建物関係者 (所有者、管理者、占有者等)		ハード 消防用設備等の設置	ソフト { 防火管理者※ (火災に係る実務上の責任者) 防災管理者※ (地震、NBCRに係る実務上の責任者) } 事業所における人的体制
専門業者 (製造・施工・ビル管理・警備)	ハード 検定・認定・鑑定 (機器等の製造時の認証)	ハード 消防設備士※ (工事・整備の品質確保)	ソフト { 自衛消防組織要員※ (全災害の応急活動) 防火対象物点検資格者※ (火災) 防災管理点検資格者※ (地震、NBCR) } ハード 消防設備点検資格者※
消防機関		ハード 消防同意 (防火対策の全体設計の確認) ハード 消防用設備等の設置検査 (工事完了時の確認)	ソフト・ハード 使用開始届(条例)・立入検査 防火・防災対策の専門家によるチェック

※は試験、講習等による資格者

消防法に基づくハード面の対策

○ ハード面の対策を、一定の知識や技能を有する者に行わせることにより適切な履行を担保。

「工事」

○消防用設備等の設置

(消防設備士による工事)

- ・ システムとして動作確認が必要なものは消防設備士により設置
- (例) 配線等が必要な自動火災報知設備



○消防用設備等の点検

- ・ 設備等の設置後の劣化や動作不良を防ぐために定期的に点検
- ・ **中規模以上の建物**はシステムの巨大化により配線等が複雑なため、**有資格者**により点検



消防設備点検資格者講習

消防設備点検資格者講習

- ①主な受講者: 消防用設備等の点検事業者等(20年度新規約7,000人)
※受講資格要件あり(電気工事士、実務経験5年以上の者等)
- ②主な業務: 中規模以上の建物(全国90万棟)に設置されたスプリンクラー等の消防用設備等の点検
- ③講習内容: 消防用設備等の点検制度、技術基準、電子工学、消防法規等、計16時間(3日)
- ④そ の 他: 再講習(5時間)は5年に1度
講習修了者には免状を交付
(有資格者であることを第三者に明示する必要)
- ⑤登録講習機関: (財)日本消防設備安全センターが登録

[安全センターの講習実施状況(20年度)]

	受講料	講習実施回数	1会場当たり 最大参加会場	1会場当たり 最小参加会場
新規講習	33,000円	87回	239人(東京)	11人(高知)
再講習	8,500円	162回	244人(東京)	20人(島根)

消防法に基づくソフト面の対策

不特定多数の者が利用する事業所等[106万棟]

防火管理講習

○防火管理者の設置

- ・ 消防計画の作成
- ・ 日常の火気管理、収容人員管理
- ・ 消火、避難訓練の実施

雑居ビル等[11万棟]

点検

○防火対象物点検資格者による点検

- ・ 消防計画の実施状況等の確認
- ・ 避難経路等の現状確認

防火対象物点検資格者講習

大規模・高層ビル等[0.9万棟]

○自衛消防組織の設置

- ・ 防災センターの機器操作
- ・ 初期消火、通報、避難、誘導の実施

自衛消防組織業務講習※

※一部消防長実施分あり

防災管理点検資格者講習

○防災管理点検資格者による点検

- ・ 地震等に係る消防計画の実施状況の確認
- ・ 避難経路等の現状確認

点検

○防災管理者の設置

- ・ 地震等に対する消防計画の作成
- ・ 家具の固定、避難経路確保

防災管理講習

専門業者向け講習
[日本消防設備安全センター]

各店舗・施設の責任者向け講習
[消防長又は日本防火協会]

火災対応

地震対応

「事業仕分け」の評価結果及び取りまとめコメント (平成22年5月24日)

○講習事業

〔評価結果〕

- ・講習料等の引き下げなどの見直しを行う。

〔とりまとめコメント〕

各団体の成り立ちはそれぞれあると思うが、民間の方々から様々なご負担をいただきながらやっていく講習であるので、出来る限りのコストカット、経営の効率化を図っていただきたい。その意味で、団体が分かれているからという理由は、もちろん民間団体であるので理解できるが、指導すべき消防庁としても、そのような形で必要以上の負担がかかっているのではないかという疑念があるということを十分踏まえた上で、講習事業の受け手、内容、講習料が適正かどうかについて、不断の見直しを行っていただきたい。

再講習が必要な理由のひとつとして「人間は忘れっぽい動物である」という説明があったが、本当に必要であるかということについて、期間や講習料を含めてしっかりと検討し、民間の方々の負担をできる限りの減らす努力をしていただきたい。以上が見直しの趣旨である。

消 防 法 に 基 づ く 講 習 一 覧							
【平成22年5月現在】							
		講 習					
		防火管理講習	消防設備点検資格者講習	防火対象物点検資格者講習	自衛消防組織業務講習	防災管理講習	防災管理点検資格者講習
対応する災害		火災対応			火災・地震等対応	地震等対応	
根拠条文		法第8条第1項 令第3条第1項	法第17条の3の3第1項 規則第31条の6第6項	法第8条の2の2第1項 規則第4条の2の4第4項	法第8条の2の5第1項 令第4条の2の8第3項	法第36条第1項 令第47条第1項	法第36条第1項 規則第51条の12第3項
開始時期・導入経緯		昭和36年4月 〔防火責任者に火災に係る知識を有しない幹部職員を名目的に充てていた実態を受けて設置を義務付け。〕	昭和50年11月 〔昭和40年代のデパート火災等を契機に、点検を義務付け。〕	平成15年10月 〔新宿歌舞伎町雑居ビル火災を契機に、雑居ビル等について点検を義務付け。〕	平成21年6月 〔東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生の切迫性が指摘されていることに対応するため不特定多数の者が利用し、円滑な避難誘導が求められる大規模・高層の建物について、設置・点検を義務付け。〕		
主な業務		・消防計画(防火)の作成 ・消火、避難訓練の実施	・消防用設備等の点検、 作動試験	・消防計画の作成状況、 避難経路の状況等の点検	・火災・地震等発生時の 初期消火活動、通報、 避難誘導	・消防計画(防災)の作成 ・避難訓練の実施	・消防計画の作成状況、 家具の固定状況等の点検
主な受講・受験者		各店舗・施設の責任者（管理職）等	スプリンクラー等の消防設備の点検 事業者等	ビル管理会社の社員等	防災センター要員（警備会社からの派遣含む。）等	各店舗・施設の責任者（管理職）等	ビル管理会社の社員等
資格者が必要となる 建物の規模等		小規模以上の建物 〔 収容人員が一定数以上 店舗等：30人 事務所等：50人 〔約106万〕 〕	中規模以上の建物 〔 消防設備の義務付けのある建物 で、延べ面積1000㎡以上 〔約90万〕 〕	店舗等が入居する 中規模以上の建物・雑居ビル 〔 収容人員300人以上 又は3階以上で階段が1つの建築物 〔約11万〕 〕	大規模な建物 〔 倉庫等を除く床面積が 11階以上で1万㎡以上、5階以上で2万㎡以上、4階以下で5万㎡以上等 〔約9000〕 〕		
実施主体 () 内は、実施機関数		都道府県知事（0） 消防長（甲種570乙種147） 登録講習機関 【（財）日本防火協会】	登録講習機関 【（財）日本消防設備安全センター】	登録講習機関 【（財）日本消防設備安全センター】	都道府県知事（0） 消防長（8） 登録講習機関 【（財）日本消防設備安全センター】	都道府県知事（1） 消防長（53） 登録講習機関 【（財）日本防火協会】	登録講習機関 【（財）日本消防設備安全センター】
講習・試験内容		火気管理の方法、防火管理に係る消防計画の作成方法等について、甲種新規講習は12時間、乙種新規講習は6時間の講習を実施。また、中規模以上の建物の防火管理者を対象に、5年ごとに3時間の再講習を実施。	消防用設備等の点検制度、消防用設備等技術基準等について、16時間の講習を実施。また、5年ごとに5時間の再講習を実施。	消防法規、消防用設備等技術基準、防火対象物の点検要領等について、18時間の講習を実施。また、5年ごとに5時間の再講習を実施。	防災設備等に関する取扱い訓練、災害時における対応に係る総合訓練等について、12時間の講習を実施。また、5年ごとに6時間の再講習を実施。 ※旧「防災センター要員講習」既習者には、3時間の追加講習を実施。	施設・設備の維持管理方法、防災管理に係る消防計画の作成方法について、5時間の講習を実施。また、5年ごとに3時間の再講習を実施。 ※「防火・防災管理新規講習」の併催で14時間の講習を実施。	消防法規、地震等による災害の被害軽減対策の概論、防災管理対象物の点検要領等について、8時間の講習を実施。また、5年ごとに3時間の再講習を実施。
受講者の実績	平成21年度	【登録講習機関実施分】 新規 36,347人 再講習 2,094人 【消防長実施分】 調査中	新規 6,921人 再講習 17,629人	新規 1,122人 再講習3,897人	【登録講習機関実施分】 新規 13,897人 追加 13,978人 【消防長実施分】 新規 1,976人 (H21.4～H21.12実施分)	【登録講習機関実施分】 新規 12,081人 防火管理新規講習と併催913人 【消防長等実施分】 新規 58,574人 (うち防火管理新規講習と併催28,700人) (H21.4～H21.12実施分)	新規 3,950人
	平成20年度	【登録講習機関実施分】 新規 30,912人 再講習 1,833人 【消防長実施分】 新規 159,667人 再講習 11,066人	新規 7,025人 再講習 18,446人	新規 1,126人 再講習 8,786人	【登録講習機関実施分】 新規 40人 【消防長実施分】 新規 25人	【登録講習機関実施分】 新規 533人 【消防長等実施分】 新規 0人	(平成21年度から制度が開始されたため実績なし)
	平成19年度	【登録講習機関実施分】 新規 25,893人 再講習 1,955人 【消防長実施分】 新規 166,119人 再講習 13,130人	新規 6,637人 再講習 19,316人	新規 1,021人 再講習 617人	(平成21年度から制度が開始されたため実績なし)		
手数料 (登録講習機関実施分)		新規 5,000～6,000円 再講習 5,000円	新規 33,000円 再講習 8,500円	新規 45,000円 再講習 8,500円	新規 40,000円 再講習 25,000円 追加講習 10,000円	新規 7,000円 再講習 6,000円 防火・防災管理併催 9,000円	新規 22,000円 再講習 8,500円